

内閣府職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に関する  
調査結果について

当委員会は、標記事案について、特に必要があると認めたことから、国公法第106条の20第1項の規定に基づき、平成29年7月20日に委員会調査の開始を決定し、調査を実施しました。

この委員会調査の結果、当委員会は同年12月14日、内閣府職員が、国公法第106条の2第1項の規定に違反する行為を行ったことを認定し、内閣府に対し調査結果を通知しました。本件調査結果等は次のとおりです。

【本件調査結果】

内閣府大臣官房人事課長（当時。以下同じ。）Aは、平成24年、職員Bの法人Cへの再就職に向けた話が進んでいることを知り、職員Bが法人Cに採用される旨を認識・認容しつつ、法人Cに自ら出向き、法人Cの幹部職員に対し、自分の名刺を渡した上で、職員Bの退職時期を伝達した。この行為は、職員Bを法人Cの地位に就かせることを依頼したものと考えられ、また、職員Bを法人Cの地位に就かせることを目的として、職員Bに関する情報を提供したものである。

したがって、人事課長Aが国公法第106条の2第1項に違反したものと認定した。

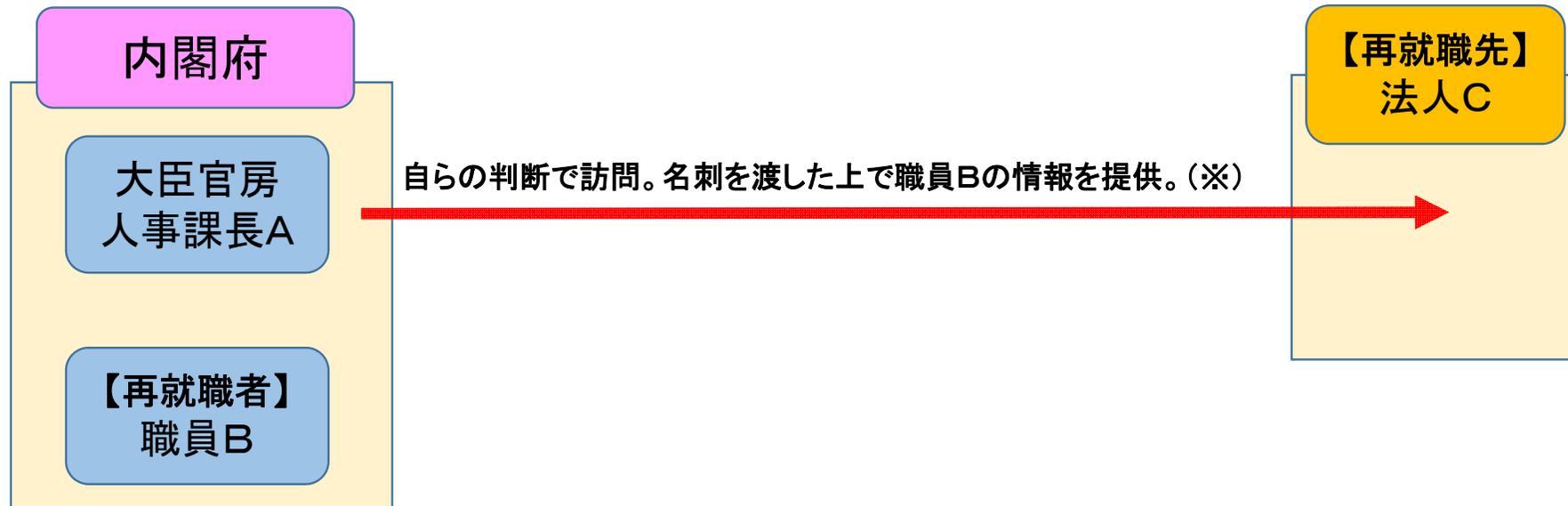
【当委員会が内閣府に対して求めたこと】

本件調査結果を踏まえ、国公法第82条第1項に規定する懲戒処分その他の適切な措置を求めるとともに、再発防止策の策定及びその実施を求める。

【資料】

内閣府職員による再就職等規制違反事案の概要

## 内閣府職員による再就職等規制違反事案の概要



### ※認定されたAの規制違反行為(国公法第106条の2違反)

内閣府大臣官房人事課長(当時)Aは、職員Bの法人Cへの再就職に向けた話が進んでいることを知り、法人Cに自ら出向き、法人Cの幹部職員に対し自分の名刺を渡した上で、職員Bが法人Cに採用される旨を認識・認容しつつ、「Bは〇月〇日に退職予定です。何かあればこちらにご連絡ください。」と伝えた。これは、職員Bを法人Cの地位に就かせることを法人Cに依頼した行為と考えられ、また、職員Bの退職時期の情報提供をした行為である。